

【2023年1月23日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第205号 ■

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

人事労務マガジンは令和5年3月でメール配信を終了し、4月以降は厚生労働省ウェブサイトの記事に掲載します。最新号に掲載したら厚生労働省公式 Twitter・Facebook でお知らせします。

厚生労働省公式 Twitter・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、子ども・子育て、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしに役立つ情報をお届けしますので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 Twitter>

- 手順1 Twitter アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

- 手順1 Facebook アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

厚生労働省は、新型コロナワクチンに対するさまざまな疑問や不安をお持ちの国民の皆さまに向けて、分かりやすい情報をお届けするための特設サイト「新型コロナワクチンQ&A」を公開しているので、ぜひご覧ください。

<https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=1&n=175>

・政府の対策、国内の発生状況、働く人や経営者への支援などはこちら。

<https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=3&n=175>

【目次】

1. 建設業・運輸業の皆さま、準備は進んでいますか？
～2024年4月から時間外労働の上限規制がスタート～
2. 労働法の教え方に関するセミナーをオンラインで開催します
(参加無料・事前申し込み制) 【再掲】
3. 「労働契約等解説セミナー2022」を開催します【再掲】
4. ハラスメント対策の研修動画をオンデマンド配信
～企業のハラスメント予防・解決の取り組みのため、相談対応や事実確認方法を解説
～【再掲】
5. 「働き方・休み方改革シンポジウム」のアーカイブを配信中(視聴無料) 【再掲】
6. 「高年齢者活躍企業コンテスト」応募を受け付け中
～応募締め切りは、2月28日～【再掲】

【トピック 1】建設業・運輸業の皆さま、準備は進んでいますか？

～2024年4月から時間外労働の上限規制がスタート～

建設業や自動車運転の業務などには、2024年4月から、時間外労働の上限規制が適用されます。

時間外労働の上限規制については、大企業では2019年4月から、中小企業では2020年4月から導入されていますが、建設業や自動車運転の業務などの一部の事業、業務では、時間外労働の背景に業務の特性や取引慣行の課題があることから、2024年3月31日まで、その適用が猶予されています。

それを踏まえて、厚生労働省では、特に建設業・運輸業に携わる皆さまへ、上限規制の円滑な適用に向けて、広く情報発信を行っていきます。

その一環として、厚生労働省ウェブサイトにも上限規制特設ページを設けました。

このページでは、建設業や自動車運転の業務などへの上限規制の適用について、業界や関係者の方々をはじめ、広く国民の皆さまにも知っていただけるよう、随時新たなコンテンツを掲載してまいります。ぜひ、定期的にご確認ください。

■特設ページ

「時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyosyu/topics/01.html

また、ラジオ番組「ニッポン放送のビジネスオンライン」で、1月31日～2月3日、上限規制について取り上げられます。放送エリア外の方でも、インターネットでお聴きいただけます。ご関心がありましたら、ぜひお聴きください。

なお、本放送については、番組放送後に内容を集約し、ニッポン放送のウェブサイトの記事が掲載される予定です。放送を聞き逃した方も、放送エリア外の方も、ぜひご覧ください。

■「ニッポン放送のビジネスオンライン」

放送予定日：1月31日(火)～2月3日(金)

時間：19:57～20:00

記事掲載予定 URL：https://news.1242.com/?_ga=2.49127205.201878025.1674089647-1630738373.1580255778

【再掲】

【トピック2】労働法の教え方に関するセミナーをオンラインで開催します

(参加無料・事前申し込み制)

このセミナーでは、以下のテーマに沿って、労働法の教え方に関する基本的な事項・ノウハウを分かりやすく解説します。

- ・労働法の教え方の実践的ポイント
- ・なぜ労働法が必要なのか
- ・働き方改革って何？
- ・これだけは伝えよう労働条件の基礎知識

また、参加者には、高校等、大学等、社会人向けの労働法教育の教え方に関するマニュアル（冊子）を差し上げます。

セミナーは3種類あり、それぞれ主な対象者はいますが、どなたでも参加できますので、関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

全て Zoom ウェビナーによるオンライン開催です。

【開催日程】

- ・高校の教職員等向けセミナー

1月26日(木)、1月27日(金)、2月6日(月)、2月7日(火)、2月9日(木)

・大学の教職員等向けセミナー

1月25日(水)

・自治体・社会人教育担当者等向けセミナー

2月13日(月)、2月14日(火)、2月15日(水)、2月16日(木)、2月22日(水)

※全ての回で14:00~16:00に開催

【詳細・申し込み】

労働法の教え方セミナー詳細ページ

<https://www.zenkiren.com/jutaku/kyouiku-shien/shidoushamuke-shousai.html>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働法教育に関する支援対策事業」運営事務局

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会（委託先・略称：全基連）

電話：03-5283-1030（平日10時~17時）

Fax：03-5283-1032

E-mail：kyouiku-shien@zenkiren.com

【再掲】

【トピック3】「労働契約等解説セミナー2022」を開催します

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当者の皆さま、社内のルールは整備していますか。

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめとして、パートや契約社員等が長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、2022年7月に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」についても解説します。労働関係法令について学びたい労働者の皆さまはもちろんだなたでも参加いただけますので、ぜひご参加ください。【参加無料・事前申し込み制】

セミナー参加者には、テキストと資料集・判例集を無料でお渡ししますので、社内でもぜひご活用ください。セミナー終了後は、個別相談会も開催します。

【テーマ】

・労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎

- ・無期転換ルール
- ・副業・兼業の促進に関するガイドライン

今後の開催予定は次のとおりです。

【会場開催】

開催日・場所：

- 2月9日（木）兵庫県 兵庫県民会館
- 3月3日（金）東京都 中野サンプラザ
- 3月7日（火）大阪府 エル・おおさか

開催時間：セミナー 13:00～15:40
個別相談会 15:50～16:50

【オンライン開催】

開催日：

- 2月1日（水）、2日（木）、3日（金）、7日（火）、8日（水）、10日（金）、15日（水）、16日（木）、17日（金）、21日（火）、25日（土）、28日（火）
- 3月1日（水）

開催時間：

午前の部 セミナー 9:30～12:10
個別相談会 12:10～13:10
午後の部 セミナー 13:30～16:10
個別相談会 16:10～17:10

※午前の部と午後の部はどちらも同じ内容です。ご都合のいい方にお申し込みください。

具体的な会場や開催日、各回の申し込み締め切り日は、以下のウェブサイトをご確認ください。

【詳細・申し込み】

労働契約等解説セミナー2022

http://www.langate.co.jp/rule2022/i_seminar.html

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2022」運営事務局
ランゲート株式会社（委託先）

電話：075-741-7862

【再掲】

【トピック4】 ハラスメント対策の研修動画をオンデマンド配信

～企業のハラスメント予防・解決の取り組みのため、相談対応や事実確認方法を解説～

4月から、労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止措置が中小企業にも義務化されました。

厚生労働省では、企業がハラスメントの予防・解決のための取り組みを実効的に進めていけるよう、人事労務担当者や社会保険労務士向けに、ハラスメントに関する相談対応等の実務について解説する動画をオンデマンド配信します。

1. 人事労務担当者等向け ハラスメント対策研修動画

【対象】

事業主、企業の人事労務管理担当や相談窓口担当の方 など

【内容】

以下①～③の3種類、各60分程度

- ① 基礎知識編：ハラスメントの現状、定義、ハラスメント関係法令 など
- ② ヒアリング編：ハラスメント発生時の流れ・役割、相談窓口の設置、相談・苦情への対応、事実関係の確認についてなど
- ③ 対応検討編：判例から見る職場におけるハラスメント判断基準、行為者への処分のあり方、再発防止策の検討・実施など

2. 社会保険労務士等向け ハラスメント対策研修動画

【対象】

社会保険労務士、経営指導員など

【内容】

以下①～③の3種類、各60分程度

- ① 基礎知識編：ハラスメント関係法令の変遷、専門家にとってのハラスメント防止に関する事業主の措置義務における注意点 など

- ② 事例・判例紹介編：事例にみる適切なハラスメント事実確認方法 など
- ③ 取り組みの意義、周辺知識編：ハラスメント防止の取り組みを進めることによるメリットなど

【詳細・申し込み】

東京海上ディーアール株式会社（委託先）

<https://www.tokio-dr.jp/seminar/2022/2022harassment-movie.html>

【再掲】

【トピック 5】「働き方・休み方改革シンポジウム」のアーカイブを配信中です（視聴無料）

厚生労働省では、2022年11月25日に「働き方・休み方改革シンポジウム」を開催しました。現在、シンポジウムのアーカイブ動画を配信中です。

シンポジウムでは、学識経験者による基調講演、企業の取組事例の紹介、登壇者によるパネルディスカッションを通じて、働き方・休み方改革のポイントや実践的な取組内容をご紹介します。

配信は3月23日までです。企業の人事労務担当者や働き方・休み方改革にご関心をお持ちの方は、ぜひご視聴ください。

【詳細はこちら】

『働き方・休み方改善ポータルサイト』

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/#hatarakikataYasumikata>

【再掲】

【トピック 6】「高齢者活躍企業コンテスト」応募を受け付け中

～応募締め切りは2月28日～

厚生労働省は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と共催で、令和5年度「高齢者活躍企業コンテスト」を実施します。応募締め切りは2月28日（火）です。

このコンテストは、高齢者雇用の重要性についての理解促進と、高齢者がいきいき働くことができるような創意工夫やアイデアの普及を目的に、毎年実施しています。

現在、企業などが行った雇用管理や職場環境改善の創意工夫の事例を募集しています。優秀

な事例は、10月に都内で行う表彰式で表彰する予定です。皆さまのご応募をお待ちしています。

【募集する取り組み内容の例】

- ・ 高年齢者の活躍のための制度面の改善
- ・ 高年齢者の意欲・能力の維持向上のための取り組み
- ・ 高年齢者が働き続けられるための作業環境の改善、健康管理、安全衛生、福利厚生の取り組み

【応募資格】

原則として企業からの応募で、高年齢者が65歳以上になっても働ける制度を導入していることなど。

※詳細は、下記ウェブサイトをご確認ください。

【応募締め切り】

2月28日（火）※当日消印有効

【応募方法・問い合わせ先など詳細】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

<https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/activity02.html>

【過去の受賞企業事例はこちら】

70歳雇用事例サイト

<https://www.elder.jeed.go.jp/>

★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php

★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

★編集：厚生労働省

●当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。

●登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて

登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。

- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応していません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====